

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第八号

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づく奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、個人情報の取扱いに関する規則（令和五年三月奈良県規則第五十二号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十二年九月奈良県教育委員会規則第二号）は、廃止する。